

平成28年(フ)第1979号

破産者 株式会社GICホールディングス

平成28年3月31日午前10時破産手続開始決定

平成30年12月10日午後1時30分 第7回債権者集会期日

平成30年12月10日

東京地方裁判所民事第20部特定管財2係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-1 MK麹町ビル8階

麹町パートナーズ法律事務所

電話03-3556-6939/Fax03-3234-4525

破産管財人 弁護士 小林 克典

第7回債権者集会の報告書

破産財団の残高

金1240万3401円(平成30年11月22日時点)

破産管財業務の経過

別紙のとおり

第1 管財業務の概要

1 台南小城開発

- (1) 達博迎國際開發有限公司，許世雄及び李良慧（以下「ダブルウィン社ら」という。）に対する貸金返還請求事件（請求元本849,000,000円）に関し，ダブルウィン社らとの間で交渉を重ねてきたが，現地の弁護士による交渉が効果的であることから，御庁の許可を得て，平成30年4月10日付で下記弁護士に対し，貸金返還請求事件を委任した。

記

臺中市西區臺灣大道二段307號20樓之1(世紀金龍大樓A棟)

群策法律事務所 (Hsu, Chung and Partners) 臺中所

謝明辰 律師

- (2) 現在，謝弁護士は，ダブルウィン社ら代理人弁護士（林律師）との間で返済方法等について協議を行っている。

ダブルウィン社は，第1期工事（15戸）を終了して，現在，第2期目の工事（15戸）に着手しており，来年の6月頃に第2期工事が完成する見込みである。ダブルウィン社は，日本からの資金以外にも現地知人等からの借り入れがあり，現地の債権者にも弁済をする必要があることや第2期工事のための工事資金が必要であるなどと弁明して，日本側への具体的な弁済条件を提示していない。ダブルウィン社らの資力，破産管財業務の一環といった事案の性質上，交渉による和解解決を目指しているが，交渉に時間を要する場合は，現地に於ける民事調停等の法的手続を起こすことなども検討したい。

- (3) 上記(2)に関連して，破産管財人は，吳昇興（マイケル・ウー）及びその姉吳玲玲を原告，ダブルウィン社を被告とする係争事件（台湾高雄地方法院民事判決106年度重訴字第195号，107年度訴字第1028号清償債務事件）

に訴訟参加している。その理由は、上記訴訟において、吳昇興（マイケル・ウー）が、本来、破産財団に帰属する526万台湾元を自らの債権であるとして、ダブルウィン社に対して請求していることから、これを否定し、破産財団に帰属することを主張するためである。

上記訴訟については、平成30年11月2日付で第一審（台湾高雄地方法院）判決が言い渡され、破産管財人が勝訴した。すなわち、破産管財人は、ダブルウィン社に対し、上記526万台湾元の請求権を有することが認められ、吳昇興（マイケル・ウー）は敗訴している。この判決について、吳昇興（マイケル・ウー）は、控訴しているので、今後も訴訟手続きが続くことになる。

- (4) 破産管財人は、直近では、平成30年11月29日に訪台して謝弁護士と打合せをした。謝弁護士との間では綿密に連携をとり、破産財団の増殖に努めた。

2 吳昇興（マイケル・ウー）

破産者の会計帳簿の調査から、吳昇興（マイケル・ウー）に対する6900万円の仮払金があり、未精算のままの状態にあることは既に報告済みである。

また、吳昇興に対しては、本件の関連事件である破産者 goodgo99 の訴訟において、平成30年2月19日に東京地方裁判所に於いて公示送達の手続きにより、17億2049万8340円の支払いを命ずる判決が言い渡されている（確定）。しかし上記判決に基づく強制執行手続を台湾において行うことは法律上困難（外国判決の承認）であることから、これまでは判決による回収は行えていない。上記仮払金請求事件について、前述の謝弁護士に対して、平成30年4月10日付で委任をし、謝弁護士から吳昇興（マイケル・ウー）に対して、未精算の仮払金を返還するように通知を送付しているが、全く反応がない。吳昇興（マイケル・ウー）に対して他に有効な対策があるのか検討したい。

3 ホームページの更新

債権者ら関係者に対する広報のため、次のホームページの更新手続きを行なっている。スマートフォン・タブレット端末での閲覧に対応済みである。

<http://www.k-partners.jp/gic.html>

第2 主な換価業務の概要

第6回債権者集会における報告と同様である。謝弁護士と綿密に協議を重ね、債権回収の最大化を図りたいと考えている。

第3 破産財団の状況

- 1 現在までに、金1714万3061円を収集した。
- 2 現在の破産財団は、金1240万3401円である（平成30年11月22日現在）。

第4 負債の状況

1 破産債権届出の状況

届出総数は1106件、11億7088万1600円である。現時点では、換価業務未了のため、債権認否は留保する。

- 2 収支計算書は別紙のとおりである。

第5 今後の予定

引き続き、謝弁護士と協働して、ダブルウィン社ら及び呉昇興（マイケル・ウー）に対する各請求を進めていく予定である。

以上

平成28年(フ)第1979号

破産者 株式会社GICホールディングス

破産管財人 弁護士 小林 克典

財 産 目 録

(開始決定日=平成28年3月31日現在)

資 産 の 部

単位=円

番号	枝番	科 目	簿価 又は 申立書記載金額	時価評価額	財団組入 (見込)額	備 考	残務 (○=未了)
1		現金 (平成27年7月9日引継)		16,393,224	16,393,224		
2		預金					
	1	三井住友銀行 船場支店 普通 2538441		715,870	715,870	2016.05.16解約	
	2	みずほ銀行 南船場支店 普通 1869953		33,708	33,708	2016.05.17解約	
3		貸付金					
	1	許 世雄		190,000,000	不明		○
	2	李 良慧		90,000,000	不明		○
	3	DOUBLE WIN		569,000,000	不明		○
4		預金利息		320	320		
		資産合計	0	866,143,122	17,143,122		

負 債 の 部

番 号	科 目	届出債権額	評価額(異議の ない債権額)	備 考
1	普通破産債権	1,176,421,600		※変動予定
	負債合計	1,176,421,600	0	

収支計算書

自 平成30年3月6日
至 平成30年12月10日

平成28年(フ)第1979号

破産者 株式会社GICホールディングス
破産管財人 弁護士 小林 克典

(単位=円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	現金(平成28年4月1日引継)	16,393,224	1	小口現金(通信費・事務費等)	111,975
2	預金解約払戻金	749,578	2	振込手数料	22,032
3	預金利息	320	3	交通費	929,631
			4	翻訳費	528,849
			5	弁護士(萬國法律事務所)費用	559,111
			6	弁護士(郡策法律事務所)費用	2,531,819
			7	通訳料	56,304
	合計	17,143,122		合計	4,739,721

差引残高 12,403,401